(目的)

第1条 この条例は、公立八女総合病院企業団(以下「企業団」という。)において看護師又は助産師(以下「看護師等」という。)として業務に従事しようとする者に対し、就学のための奨学金を貸付けることにより、企業団の看護師等の充足に資することを目的とする。

(貸付対象者)

- 第2条 奨学金の貸付の対象となる者は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第20条第1号及び第2号及び第21条第1号から第3号までに規定する学校、大学又は養成所(以下「養成施設」という。)に在学する者で、次の要件を満たす者とする。
 - (1) 養成施設を卒業した後、企業団において看護師等として業務に従事しようとする意思があること。
 - (2) 健康かつ品行方正であって、学業成績が優秀であること。

(奨学生の選考)

第3条 公立八女総合病院企業団企業長(以下「企業長」という。)は、選考によって奨学金 の貸付を受ける者(以下「奨学生」という。)を決定する。

(貸付額)

第4条 奨学金の貸付額は、月額50,000円とする。

(貸付期間)

第5条 奨学金の貸付期間は、養成施設に入学した日の属する月から当該養成施設を卒業する日の属する月までの間において、企業長が必要と認める期間とする。

(連帯保証人)

第6条 奨学生は、連帯保証人2名を立てなければならない。

(貸付の休止)

第7条 企業長は、奨学生が休学したときは、休学した日の前日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの間、奨学金の貸付を休止するものとする。

(貸付の停止)

- 第8条 企業長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金 の貸付を停止するものとする。
 - (1) 退学又は停学したとき。
 - (2) 第2条の要件を欠いたとき。
 - (3) 奨学金の貸付を受けることを辞退したとき。
 - (4) その他奨学金の貸付を停止することが適当であると認めたとき。

(償還)

- 第9条 奨学金は、無利子とし、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して奨学金の貸付を受けた期間(第7条の規定により奨学金の貸付を休止された期間を除く。)に相当する期間内に全額を償還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により貸付を停止されたときは、奨学金の全額 を直ちに償還しなければならない。ただし、企業長がやむを得ない理由があると認める ときは、この限りでない。

(償還の猶予)

- 第10条 企業長は、奨学金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当 該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学金の償還を猶予することができる。
 - (1) 企業団において看護師等として業務に従事しているとき。
 - (2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の償還が困難であると認められるとき。

(償還の免除)

- 第11条 企業長は、奨学金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当 該奨学金の償還の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 奨学金の貸付を受けた期間に相当する期間を看護師等として企業団の業務に従事したとき。
 - (2) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金を償還することができないと認められるとき。
 - (3) 死亡したとき。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。